

石巻地区広域行政事務組合
新ごみ処理施設整備基本構想（案）
【概要版】

令和 6 年 1 0 月

石巻地区広域行政事務組合新ごみ処理施設整備基本構想の概要

施設整備・運営の基本理念と基本方針

施設整備・運営の基本理念は、新ごみ処理施設の整備・運営によって実現したい、あるべき姿を示すものです。新ごみ処理施設は、ごみの適正処理のみならず、循環型社会・脱炭素社会の形成推進を圏域住民と行政が一体となって取り組んでいく施設とすることが求められます。そのため、新ごみ処理施設は圏域で唯一の燃やせるごみの処理施設となることから、持続可能な処理と安定した運営を実現し、災害時には早期復旧可能な強靱性を備えるとともに、地域特性によるごみ処理に関する課題を解決することが求められます。また、資源循環を推進する新たな処理システム導入に取り組むとともに、ごみ処理を「みる」「しる」「まなぶ」機会を提供できる、圏域住民と行政が一体となってごみ処理を考えることができ、身近に感じることができるクリーンで開かれた施設であることも求められます。これらを踏まえて、新ごみ処理施設整備・運営の基本理念及び今後の計画、設計、施工、運営の全般にわたる指針として、6つの基本方針を以下のとおり定めました。

施設整備・運営の基本理念

圏域住民と行政が一体となり、地球環境に優しい循環型社会・脱炭素社会の形成推進に貢献する、クリーンで開かれた施設を目指します。

施設整備・運営の基本方針

方針1：持続可能な処理と安定した運営

方針2：災害に対する強靱性向上

方針3：地域特性による廃棄物への対応

方針4：循環型社会・脱炭素社会の形成推進

方針5：新たな処理システムの取り組み

方針6：圏域住民のための施設の実現

施設整備・運営の基本方針

方針1：持続可能な処理と安定した運営

新ごみ処理施設は、圏域の燃やせるごみを処理する唯一の施設となります。そのため、技術的に確立した処理方式、効率的かつ効果的な運営事業方式の採用、基幹的設備改良工事による長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を考慮した施設整備・運営等によって、ごみの持続可能な処理と事故・トラブルの少ない安定した施設運営を継続します。

方針3：地域特性による廃棄物への対応

現在、ごみ処理の課題となっている二ホンジカ等の中型・大型動物や季節によって一時的に多量に排出される刈草等、地域の特性上、その処理に対策を要する廃棄物について、組織市町の施策と連携し対応することとします。また、今後の社会情勢の変化に伴うごみの性状の変動にも可能な限り対応できるものとします。

方針5：新たな処理システムの取り組み

組織市町共通の課題である、可燃・不燃粗大ごみについて、ストックヤードを活用した効率的な処理により、資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ります。併せて、プラスチック製品廃棄物の再商品化等の組織市町の施策と連携し、将来のごみ処理システムの構築について検討します。また、災害ごみの受入調整機能を有することにより、圏域住民の生活環境の更なる向上を図ります。

方針2：災害に対する強靱性向上

東日本大震災による最大の被災地であり、災害によって発生したごみの処理による清潔な生活環境の維持及び被災した設備の早期復旧が課題となった経験を踏まえ、災害発生時においても、被災した設備の早期復旧、ごみの受入及び処理の早期再開のための対策を講じ、災害に対する強靱性向上を図ります。

方針4：循環型社会・脱炭素社会の形成推進

持続可能なごみの処理を前提に、発電による廃棄物エネルギーの有効利用、処理後の残さの資源化等、資源循環の強化を図るとともに、組織市町の施策と連携し、圏域住民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化、3Rの推進、二酸化炭素排出量の抑制に関する意識啓発・情報発信に取組み、地球環境に優しい循環型社会・脱炭素社会の形成推進に努めます。

方針6：圏域住民のための施設の実現

ごみの搬入先としてだけでなく、圏域住民が交流できる場所、ごみ処理について「みる」「しる」「まなぶ」環境学習の場所、災害時には一時避難できる場所として身近に感じられる、クリーンで開かれた施設を目指します。また、従来行っているペット火葬についても継続します。

施設整備における検討方針

処理方式の検討方針

全国の自治体で採用実績が特に多い「焼却方式（ストーカ式）」をはじめ、多岐にわたる処理方式の中から、施設整備・運営の基本方針に沿った評価項目、二酸化炭素排出量の抑制や高効率なエネルギー回収方策の導入を踏まえて総合的に比較検討を行い、処理方式選定候補を抽出します。その後、現在のごみ処理における課題（粗大ごみ、ニホンジカ等中型・大型動物、刈草、災害廃棄物の処理）への対応方法を考慮の上、処理方式を定めます。なお、処理後の残さの有効利用方法については、昨今の市況にも配慮して実現可能な方策を検討します。

施設規模の検討方針

施設規模の算定に必要な基礎データについては、計画収集人口、プラスチック製品の分別等の組織市町の施策と整合性を図るとともに、ニホンジカ等中型・大型動物、刈草等、地域特性によって処理が求められるごみによる影響も考慮して、施設規模を設定します。施設規模の算定は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」に基づくものとし、災害廃棄物処理量は施設規模の10%を上限に見込むものとし、

環境保全に関する基準の検討方針

圏域住民の健康の確保及び法令・条例で定められる基準の遵守を大前提とし、クリーンセンターの環境保全基準、環境保全技術の導入による二次的な環境への負荷、他都市での設定事例等を考慮して、具体的な基準の検討・設定を行います。

事業方式の検討方針

基本計画において新ごみ処理施設の基本的事項を定めた上で、別途、事業方式調査（PFI等導入可能性調査）を行い、新ごみ処理施設の整備・運営に最適な方法を選定します。

整備用地の検討方針

新ごみ処理施設整備基本計画で示す諸条件をクリアできる圏域内の用地を、法規制、収集運搬効率、経済性、災害対策によるごみ処理停止リスク等の様々な観点から三段階（一次選定、二次選定、三次選定）の比較評価を経て、適地として選定します。その後、行政において地元との調整を行い、最終的な整備用地を決定します。

事業スケジュール

新ごみ処理施設は、構想、計画、各種調査、事業者選定、施設建設工事といった、一連の施設整備関連事業を経て供用開始となります。今後、令和16年度（2034年度）の施設供用開始を目標に、施設整備事業を進めていきます。

以下に事業スケジュールを示します。現時点では、今回策定する基本構想に基づいて基本計画（施設の理想像）を策定し、施設整備適地の選定を行った後、施設整備用地の取得及び調査、基本設計、事業方式調査（PFI等導入可能性調査）、生活環境影響調査、都市計画決定等を行い、建設工事請負事業者の選定、施設建設工事へと進んでいくことを想定しています。特に、施設整備適地選定以降の調査・設計等は、それぞれが関連していることから平行して進めていくことになります。

今後は、このスケジュールをベースに、社会情勢や財政状況の変化、施設整備に関する各種調査検討の進捗等によって適宜見直しを行うとともに、詳細な事業スケジュールを検討していきます。

